

銚子市インターンシップ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、銚子市（以下「市」という。）が実施するインターンシップ事業（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定める。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、学生等に対し市における就業体験の機会を設けることにより、職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(インターンシップの対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校及び高等学校（大学院、専門職大学院、専門職大学、短期大学、及び専門職短期大学を含む。以下「大学等」という。）の学生又は生徒（以下「学生等」という。）とする。

(実習生の受入手続)

第4条 市は、インターンシップとして学生等の実習を受入れることのできる所属名等を市ホームページ等によりあらかじめ提示するものとする。

- 2 大学等の代表者は、学生等の実習を希望するときは、銚子市インターンシップ実習受入申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により学生等の実習の受入れの申込みがあったときは、受入れ先となる所属（以下「受入課等」という。）と協議のうえ、次の各号に掲げる事項に留意し、受入れの可否を決定する。
 - (1) 希望する実習の内容が市で予定している実習テーマと合致していること。
 - (2) 大学等において、事前の学習やインターンシップ終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。
 - (3) 市が行う業務に支障がないこと。
- 4 前項の規定に基づき学生等の実習の受入れの可否を決定したときは、市長は、銚子市インターンシップ受入決定通知書（別記様式第2号）により受入れの可否を大学等に通知するものとする。

(協定書の締結)

第5条 市と大学等は、学生等の実習の受入れを決定したときは、実習の受入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）の身分の取扱等に関し、この要綱に従い協定書（別記様式第3号）を作成し、各々1通保有するものとする。ただし、銚子市立銚子高等学校の生徒を受入れる場合は、協定書の作成は要さない。

(実習期間)

第6条 実習期間は、原則として7月から9月までの2週間以内の期間とし、受入課等の実情により市が決定するものとする。

(実習時間)

第7条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和2

3年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入課等が特に必要と認められる場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、別に定めることができる。

(報酬等)

第8条 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(身分・服務)

第9条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

- 2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、市職員の指揮及び監督に従わなければならない。
- 4 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 5 実習生は、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ市にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第10条 実習生は、市に対して誓約書(別記様式第4号)を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が、第9条第2項から第5項に定める服務義務に反する行為を行ったとき。
 - (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 市は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第12条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 大学等の代表者及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、銚子市インターンシップ事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(別記様式第1号)

銚子市インターンシップ実習生受入申請書

年 月 日

銚子市長 様

教育機関所在地
教育機関名
代表者職・氏名

印

銚子市インターンシップ事業実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実習を希望する学生

学部・学科等	氏名(フリガナ)	第一希望所属	第二希望	個票番号
			有・無	

※ 学生ごとに、別紙「銚子市インターンシップ実習生受入申請書(個票)」を作成し、申請書に添付すること。なお、大学等においてこれに代わるものがある場合は、その様式での提出を可とする。

2 教育機関におけるインターンシップ制度

制度	単位認定	事前学習	学内発表	制度の目的 (制度がない場合は学生を推薦する理由を記載してください。)
有・無	有・無	有・無	有・無	

3 教育機関におけるインターンシップ担当者

所属名		フリガナ	
職名		氏名	
所属所在地等 連絡先	〒 ー 電話番号 e-mail		
緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他		

4 添付書類(必須)

- 別紙「銚子市インターンシップ実習生受入申請書(個票)」又はこれに代わるもの。
- 傷害保険及び賠償責任保険の保険証書の写しなど当該学生が保険に加入していることが分かる書類(未加入の場合は、教育機関が責任を持って当該学生に保険加入させ、後日関係書類を提出してください。)

(別記様式第1号別紙)

銚子市インターンシップ実習生受入申請書 (個票)

個票 番号					顔写真添付 縦：4cm 横：3cm ※裏に氏名を記入
フリガナ		性別	生年月日		
氏名		男 女	年 月 日 (歳)		
教育機関 及び専攻	学校名	学部名	学科・コース	学 年	
	専攻	具体的な学習・研究内容			
学生の住所 等連絡先	〒 ー 電話番号 携帯電話番号 e-mail				
希望 所属	所属名	当該所属でのインターンシップを希望する理由			
	第一希望				
	第二希望	※希望がなければ記載不要			
実習に向けての抱負、自己PR等					
資格等					
パソコン以 外の資格等					
パソコン スキル	Word	<input type="checkbox"/> 文字のみの文書が作成できる <input type="checkbox"/> 表や図形等を活用したやや複雑な文書が作成できる			
	Excel	<input type="checkbox"/> 既存表等の数字や文字の更新ができる <input type="checkbox"/> 簡易な関数を用いた表作成ができる <input type="checkbox"/> データベース処理ができる			
	その他の使用可 能ソフト、PC 関 連資格等				
語学力					
実習希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				

(別記様式第2号)

銚子市インターンシップ実習生決定通知書

年 月 日

教育機関名

代表者の職名・氏名

銚子市長 印

年 月 日付けで申請のあったインターンシップ受入については、下記のとおり決定したので、銚子市インターンシップ事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

学部・学科等	ツガナ 氏名	受入の可否	受入所属名
		可・否	
		可・否	
		可・否	

《受入期間 年 日()から 年 月 日()までの 日間》

※傷害保険及び賠償責任保険に実習期間までに加入できなかった場合や、学生等の都合により実習を受ける事ができなくなった場合には、当該理由を記した取下書を提出してください。

(別記様式第3号)

銚子市インターンシップの取扱いに関する協定書

銚子市インターンシップ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、銚子市（以下「甲」という。）と教育機関名（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり乙の実習受入れに関する協定を締結する。

（実習生の受け入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

なお、甲が乙から受け入れる実習生の氏名、所属、実習期間は、要綱に定める手続により決定するものとする。

（実習時間）

第2条 実習期間における1日の実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、別に定めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第3条 甲は、実習生に対して、賃金・報酬、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習生の身分・服務）

第4条 実習生には、甲の職員としての身分は与えない。

2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、市職員の指揮及び監督に従わなければならない。

4 実習生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

5 実習生は、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ市にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第5条 実習生は、要綱第10条に規定する誓約書を、甲に提出しなければならない。また、乙は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

（実習の中止）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が、要綱第9条第2項から第5項の規定による服務義務に反する行為を行ったとき。

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第7条 乙及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第8条 甲は、乙から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 銚子市若宮町1番地の1

銚子市

銚子市長

印

乙 住所

教育機関名

代表者職・氏名

印

(別記様式第4号)

誓 約 書

年 月 日

銚子市長 様

教育機関名

学部名

学科名

氏 名

(直筆署名のこと)

私は、銚子市においてインターンシップの実習を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 実習時間中は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、受入所属の長及びその他実習に関わる職員の指導、指示に従います。
- 3 実習により知り得た情報は、一切漏らしません。実習後においても同様とします。
- 4 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に受入所属の長の承認を得ます。
- 5 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、事前に市にその旨連絡します。
- 6 上記の事柄に反する行為をした場合、市及び第三者に対して自ら責任を負います。
また、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任で対応します。